

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	入善町 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和6年4月30日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

入善町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山県入善町長

公表日

令和5年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務を行うにあたり、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「番号法」という。）の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ①支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 【情報連携の概要】 対象者の市町村民税（令和5年度分）課税状況等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。
③システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、汎用給付システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯特別給付金支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（令和3年法律第38号）第10条（「特定公的給付」に指定）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の制限）及び別表第二121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉課
②所属長の役職名	保険福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務係 住所：富山県下新川郡入善町入膳3255 電話：0765-72-2839
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画財政課デジタル推進室 住所：富山県下新川郡入善町入膳3255 電話：0765-72-2871

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号通知)」に基づく、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務を行うにあたり、	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務を行うにあたり、	事後	
令和5年9月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	対象者の市町村民税(令和3年度分)課税状況等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。	対象者の市町村民税(令和5年度分)課税状況等の確認のため、個人番号を利用し、情報提供ネットワークシステムに接続された端末を介し、情報連携を行う。	事後	
令和5年9月1日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、汎用給付システム、宛名管理システム	事後	
令和5年9月1日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第100項	番号法第9条第1項 別表第一第101項	事後	
令和5年9月1日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	事後	
令和5年9月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	企画財政課企画政策係	企画財政課デジタル推進室	事後	
令和5年9月1日	II-1 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人がいつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	II-1 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年12月10日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	